一般社団法人日本発達心理学会 インターネット・ニューズ委員会規程

2009年2月8日　制定

改正 2011年6月30日

2014年3月20日

2017年3月24日

2021年3月21日

2023年3月21日

（目 的）

第１条　この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第３５条に基づき、インターネット・ニューズ委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第２条 委員会は、インターネット・ニューズ委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、インターネット・ニューズ委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、若干名の委員（以下、「委員」という）、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

2委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3　委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4　委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

（職 務）

第３条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2　委員は、第４条で定める業務内容を担当する。

3　委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

（業務内容）

第４条　委員会は、次の事項を審議し、処理する。

(1) インターネット・ニューズの編集と発行

(2) 広報委員会より委託された業務

(3) その他、必要な事業に関すること

（会議の開催）

第５条　委員会は、委員長がこれを開催する。

2　電磁的方法で審議を行うことができる。

（議 事）

第６条　委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2　委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

（著作権）

第７条　インターネット・ニューズの各記事に関する著作権は、日本発達心理学会に属するものとする。

（改 定）

第８条　この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。